

低入札価格調査制度における調査基準価格について（お知らせ）

本市の総合評価型競争入札について低入札価格調査制度を適用するに当たり、調査基準価格の算定については、かねてより設定している最低制限価格の算定基準と同等とします。

なお、算定基準は非公表とし、調査基準価格は事後の公表とします。

平成31年4月 1日

米原市役所総務部管財課

電話 52-6781